

第二節 昭和二十二年

① 学事抜粋

昭和二十二年

二月 八日 文化講座開催。

二月 東京美術学校規程、規則改正。

二月十八日 研究科、選科廃止。

三月 十日 下谷区と浅草区が統合され、台東区が成立。本校所在地は「東京都台東区上野公園内」となる。

同月 学生寄宿舎新設計画はじまる。

五月 石井教室騒動起こる。

戦歿卒業生本居典親遺作展（三日～五日、陳列館）開催。

生徒団体奈良見学旅行（村田泥牛引率）。

七月二十二日より十日間 師範科夏季講習会開催。

十月二十七日より一週間 木彫部生徒奈良見学旅行（平櫛田中引率、予科・第一年生十四名）

十月 生徒団体奈良見学旅行（前田泰次引率）。

同月 八子一郎遺作展（三十一日～十一月二日、陳列館）開催。

十一月十三日 第二回芸術祭開幕。

同月 書籍と印刷に現れた近代美術文化展（十七日～二十二日、校内）開催。

十二月 戦歿卒業生本儀信遺作展（陳列館）開催。

② 職員その他（主に「辞令簿」による。）

昭和二十二年

一月三十一日 講師滝川長七、依願解嘱となる。

一月末現在講師は左記のとおり。

蒔田宗次、関野克、石沢正男、石橋啓十郎（犀水）、中村伝治、

尾上八郎（柴舟）、鈴木清、寺内万治郎、羽石光志、村田泥牛、

山崎三郎、吉川逸治、児島喜久雄、伊藤廉、吉野富雄、麻生磯

次、加藤顕清。

三月二十六日 吉川逸治、丸山不忘は教授に任命される。磯矢陽

（阿伎良）は工芸技術講習所教授兼本校教授に任命される。

同月三十一日 嘱託大山倍は文部事務官兼文部教官（本校勤務）に任命される。

四月二十日 講師脇本十九郎（楽之軒）は教授に任命される。

同日 元小石川植物園勤務石井初太郎は農夫に任命され、埜

玉県鶴ヶ島農場勤務を命ぜられる。

同月二十一日 桜林仁は心理学担任講師を嘱託される。

同月三十一日 渡辺洋（昭和二十一年日本画科卒）は教務事務を嘱託され、日本画科勤務を命ぜられる。丸井金蔵（昭和八年同

科卒）は講師を嘱託され、工芸科勤務を命ぜられる。

五月十九日 文部事務官小林義郎は文部大臣官房会計課勤務を命ぜられる。

同月二十日 上原之節は文庫事務を嘱託され、東京都技師石川栄耀は建築科講師を嘱託される。

同月 閑休庵千宗守は建築科（岡田捷五郎）の発案により茶道

の大意について講演を行う。

同月二十四日と六月七日の二回、東京都建設局技官大河原春雄は建築科(同前)の発案により建築法規に関する特別講義を行う。

同月三十一日 元教授水谷武彦は構造原理授業担任講師を嘱託され、六角頼雄(昭和十二年漆工部卒)は漆工部講師を嘱託される。

六月六日 藤田嗣治は図案部(広川松五郎)の発案により「巴里装飾美術談」と題して特別講義を行う。

同月十六日 山本豊市、菊池一雄、佐藤謙三は講師を嘱託される。

七月十二日 文部事務官中村正義は本校勤務を命ぜられる。

同月二十五日 上野直昭は正倉院評議会員を委嘱される。

同月二十六日 脇本楽之軒は古美術研究のため八月十一日より十七日まで岐阜県高山市へ出張を命ぜられる。

八月三十一日 清水正雄は漆工部講師を、渡辺武夫および嘱託川合清は師範科講師を嘱託される。講師飯田喜代鏡および嘱託遠藤利次は依願解嘱となる。斎藤昇は鍛金部授業を嘱託される。

十二月二十日 岡本静二、木下栄昇、望月清は文部事務官に任命され、本校勤務を命ぜられる。

同月三十一日 講師丸井金蔵は依願解嘱となる。文部教官品田慎一は本校勤務を命ぜられ、同末田利一は工芸技術講習所勤務を命ぜられる。

③ 規程、規則改正

昭和二十二年二月改正の「東京美術学校規程」と「東京美術学校規則」を掲載する。前者の原本は「昭和二十二年 東京美術学校生徒課」と題する文書綴に収録されている謄写版印刷物。後者は「昭和二十三年七月 東京芸術大学案」と題する文書綴に収録されているペン書き文書。新字に統一して転載する。これらは本校最後の規程、規則である。双方とも昭和二十二年四月一日から適用となるが、実際は二十一年四月一日から適用された。

東京美術学校規程(昭和二十二年二月十九日 文部省令第四号)

第一条 東京美術学校の学科を分けて本科及び師範科とする

第二条 本科及び師範科の修業年限は三ヶ年乃至六ヶ年とする

第三条 本科及び師範科に入学することを得る者は予科を修了したる者とする 但予科を修了しない者と雖も特に美術に関し才能ありと認める者は銓衡の上之を入学せしめることが出来る

第四条 本科を分けて絵画科彫刻科工芸科及び建築科とする

絵画科を油画、毛筆、彫刻科を塑造、木彫、工芸科を図案、漆工、金工の各部に分ける

第五条 本科の各学科、師範科の学科目及び其の授業総時数は第一号表(規則と重複するため省略)による

第六条 東京美術学校に予科を置く。予科の修業年限は一年とする

第七条 予科に入学することを得る者は中学校高等女学校第四学年修了者又はこれと同等以上の学力ある者に就き試験の上学校長がこれを定める

第八条 予科の学科目及びその授業総時数は第二号(規則と重複す